

京都市若杉学園事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第227号

京都市若杉学園事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市若杉学園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条第1項中「学園」を「京都市若杉学園（以下「学園」という。）」に、「係

長 2人」を「庶務係長  
指導係長」に改め、同条を第1条とする。

第3条第3項中「所掌事務を掌理し、所属職員」を「担当事務を処理し、補佐職員  
があるときは、これ」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「係の分掌する」を「係長の担当する」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)